

新型コロナウイルス税負担軽減策

上原会計事務所

松本市島立 1095 番地 1 デザインセンタービル 2F

Tel 0263-88-2514 Fax 0263-88-2516

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

政府が4月7日に閣議決定した新型コロナウイルス感染症緊急経済対策では、事業者に対する納税猶予制度の特例や固定資産税の減免など税制上の支援措置が盛り込まれていましたので、納税猶予制度と固定資産税の減免についてまとめさせていただきました。※法案が国会で成立することを前提に支援措置が実施されます。

納税を猶予する「特例制度」(案)

制度内容

- ・新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少が合った方は、1年間国税の納付を猶予することができるようになります。※猶予税額は前年同時期と比べた減収額
- ・担保の提供は不要です。延滞税も発生しません。

対象者

- ・以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税を行うことが困難であること。

対象となる国税

- ・令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税・法人税・消費税等ほぼすべての税目が対象となります。※地方税も同様です。
- ・毎月支払いの生ずる源泉所得税の納付も対象となります。

申請手続

- ・関係法令の施行から2カ月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・申請書の他、収入や現預金の状況が分かる資料を提出。提出が困難な場合は口頭により説明。

※社会保険料についても地方局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

固定資産税等の軽減措置 (案)

厳しい経営環境にある中小事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

※令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高が前年の同期間と比べて

30%以上 50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

※対象業種の限定無し

該当される方はご検討いただき、ご不明な点がございましたら、是非当社へお問い合わせください。